

川崎市地域自立支援協議会の 今後の方向性について (案)

令和元年10月
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

1

内容

- 1 自立支援協議会の概要
- 2 川崎市地域自立支援協議会の現状と課題
- 3 川崎市地域自立支援協議会の今後の方向性 (案)

1 自立支援協議会の概要

2 川崎市地域自立支援協議会の現状と課題

3 川崎市地域自立支援協議会の今後の方向性（案）

国が示す自立支援協議会の位置付け

法律上の位置付け

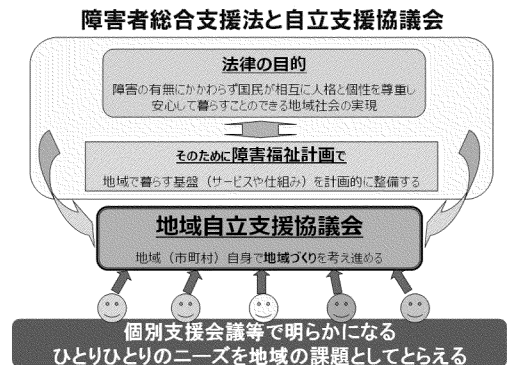
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。



国が示す自立支援協議会の位置付け

要綱（国）上の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会設置運営要綱（抜粋）

第3 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

4 主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

5

国が示す自立支援協議会を読み解くと

自立支援協議会とは、

（誰が）

地方公共団体

（何のために）

障害者等への支援体制の整備を図る

（何を）

- ・ 障害者等への支援体制に関する課題について **情報を共有**
- ・ 関係機関等の **連携**の緊密化を図る
- ・ 地域の実情に応じた体制の整備について **協議**を行う

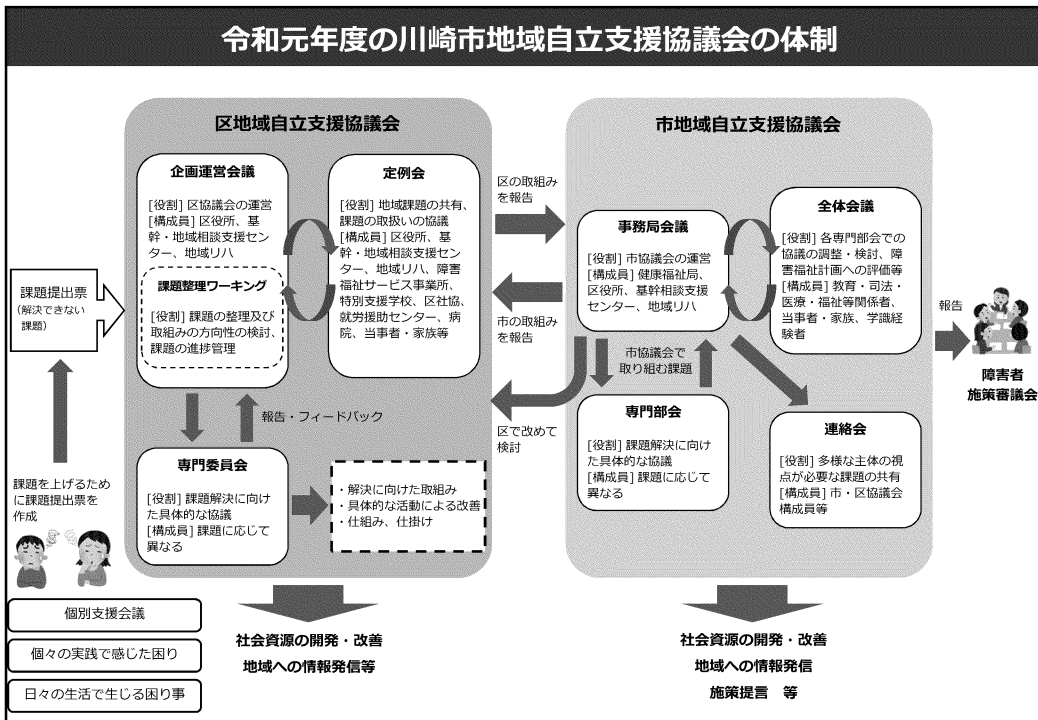


6

1 自立支援協議会の概要

2 川崎市地域自立支援協議会の現状と課題

3 川崎市地域自立支援協議会の今後の方向性（案）



川崎市地域自立支援協議会に関する課題

「関係機関とのネットワークが強化された」という声や、課題提出や課題整理の仕組みを整え全区協議会の課題一覧表を作成した等の成果もあるが、問題点や課題も多く寄せられている。

- ・課題ばかりが積み上がり、対処しきれない。
- ・協議会が地域課題を解決する場として機能せず、形骸化しつつある。
- ・色々な分野から参加している人がいるので、自分の興味・関心がない事に取り組めない。地域課題としてあげてもどこかよそごとのように思っている。
- ・構成員の多くが1年ごとに担当者が変わるため、議論等の積み上げが難しい。

⇒課題の解決が進みにくい状況がある

- ・会議の目的と参加メンバー、開催ペース、会議時間は適切か、工夫はできないかなど検討が必要である。
- ・会議の数、時間も長時間になっている。
- ・運営担当者の人数が決まっている中、活動をすればするほど、運営担当者の負担が大きくなる。

⇒時間・労力の負担が大きい

- ・市と区の協議会の連携に、難しさを感じる。
- ・市協議会が機能していない。

⇒市と区の連動が少ない

(参考) 関連する取組み

関連領域でも、課題の把握・解決等を目指す取組みが進められている。それぞれの取り組みは、背景や根拠規定が異なるが類似する部分もあるため、自立支援協議会の今後の方向性を検討するにあたっては、これらの取組を理解し、連動していく視点も必要となる。

○各区地域包括ケアシステムネットワーク会議

区により、地域福祉計画推進会議や防災関係の会議と合同開催・同日開催している場合もある。各区毎に名称が異なる。

○地域福祉計画

○地域ケア会議

個別ケースの支援内容の検討を通じた、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を目的とする会議。介護保険法に規定。個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の5機能がある。

本市では令和元年度から、市・区・地域包括支援センター・個別の各レベルでそれぞれ専門機関ネットワーク会議と機関連携会議に再編している。

○地区カルテ

地区ごとの統計的情報や地域資源情報を整理し、地域の実態を把握する。

○地域包括ケアシステム、地域共生社会に関する取組み

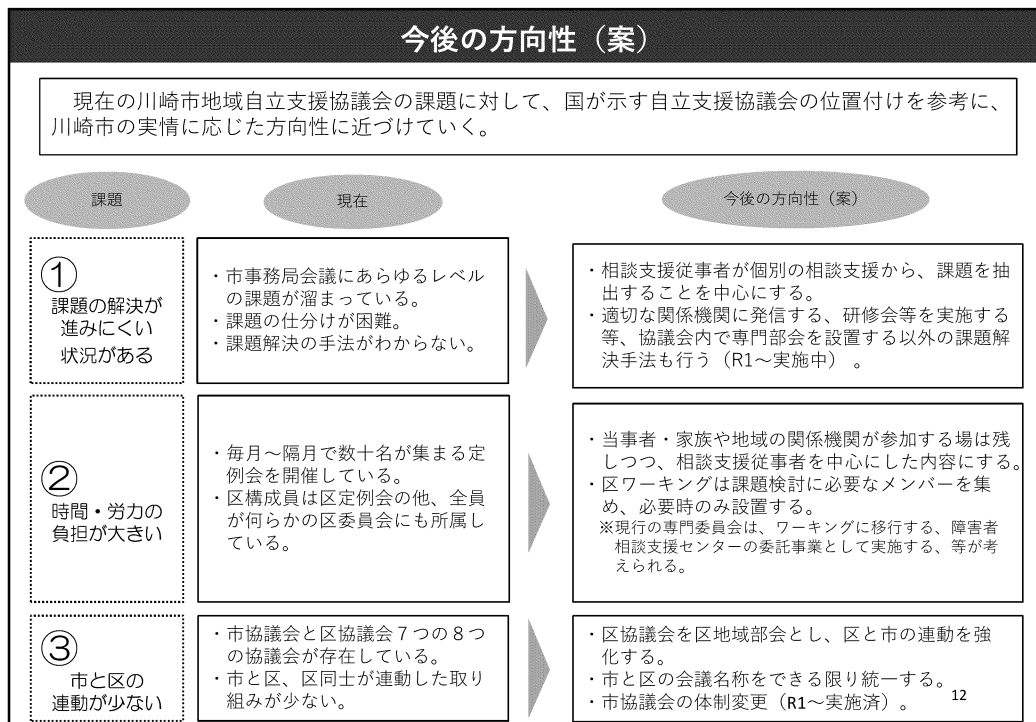
○包括的相談支援体制の整備

○各地域での分野横断のネットワークづくり、事例検討等

1 自立支援協議会の概要

2 川崎市地域自立支援協議会の現状と課題

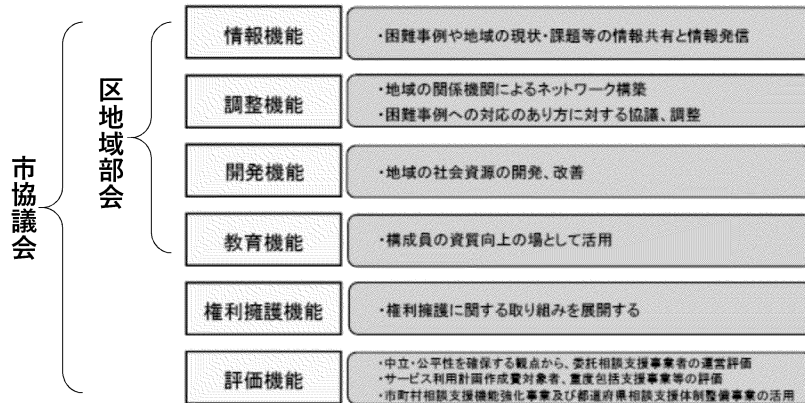
3 川崎市地域自立支援協議会の今後の方向性（案）



令和3年度以降の区地域部会（仮）の役割（案）

○自立支援協議会の機能に照らして、区地域部会には主に4つの機能が考えられる。

自立支援協議会の機能



自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業企画編集委員会（2008）、自立支援協議会の運営マニュアル、財団法人日本リハビリテーション協会 を基に作成

今後のスケジュール（案）

10月～	川崎市地域自立支援協議会全体会議で説明・検討 各区地域自立支援協議会定例会等で説明
令和元年度内	障害者施策審議会へ報告
令和2年度	新体制への移行準備、区毎に具体的な移行方法・区内の 相談支援体制の協議を行う
令和3年度	新体制で活動開始